

「書き下し文」

尾張国小折村富士塚碑誌并銘

天地は生の本なり。先祖は類の本なり。孝子慈孫はその本を知らずんばからざるなり。尾張の国士、生駒主計利勝かずえは、その祖のために碑を小折村富士塚に建てて、その功を著し、その慶を述べ、その名を揚げんと欲し、聊か履歴を記し以て余に詞を請ふ。余その本を忘れざるの志に感ずるなり。その家伝に曰く、在昔、忠仁公山莊を和州生駒郷に建ててその末流生々として焉に居す。遂に生駒を以て氏となすなり。その後裔尾州に移居し、小折村を領す。左京進生駒家広は利勝六世の祖なり。文明年中、頗る声聞あり。その次は加賀守豊政、その次は藏人家宗、その次は八右衛門尉家長、相継いで国士たり。右大臣織田信長家宗の女を娶り二男一女を生ましむ。その長は則ち秋田城介信忠、その次は則ち内大臣信雄なり、その女は岡崎三郎源信康に嫁ぐ。これに由りて信長家長にも亦眷遇あまきからず。天正十二年信雄と相国豊臣秀吉と隙あり。信雄志を東照大神君に通じ軍事を議す。神君尾州に入り、兵を小牧山に屯す。信雄と共に小折村に赴き家長が宅に到る。時に家長信雄の命を承け、勢州長嶋城を守る。嫡子因幡守利豊年幼く庶兄右近善長が家に在りてこれを拜迎す。世々以て榮となす。神君小折村より富士塚に登り、敵境を察視して小牧に帰る。遂に和議なる。同十八年、信雄左遷さる。家長も亦身老ひて閑居す。利豊秀吉の命に応じ関白豊臣秀次に仕へ従五品に叙さる。慶長五年の関原の役に利豊左衛門大夫福嶋正則に属し自ら首級を獲る。同年、神君闔国こうこくを一統す。貴胤の従三位薩摩守源公尾張国を領し、利豊も亦命に依りてこれに属従す。その後、従二位大納言源敬公尾州に封じられるに及び、利豊優仕し厚遇され采邑故の如し。利勝は則ちその子なり。今、黄門正三位襲封の後、特に利勝を選び令嗣の従三位中將の傳となす。その世系かくの如し。その事実もかくの如し。古に曰く、祖考の嘉名・美誉も亦子孫の冕服べんぷくしやうぼう牆宇なり、と。利勝嚮むかに祖先の余慶無ければ則ち豈に今日の庇蔭を得んや。今、奉先の孝無ければ則ち世々の事業不朽に垂らざらんなり。追遠継志の者と謂うべきなり。嗚呼、百行皆本あり。本立ちて枝繁り葉密なり。猶ほ後昆に祝ふを期する所あるがごとし。詞既に成る。且つこれを係つなぎ以て銘とす。銘に曰く、

小折の村の かの高丘に陟れば 富士遠からず 累累塚は幽にして 松林影に接し
木曾眸に入る 西のかた淡海を顧み 東のかた参州を指す 爰に絶景を問へば 猶ほ昔
遊を記すがごとし 藤岩に縣りて存し 李白は憩休す 蛮国服信し 以て武侯を祠る
いは 矧んや又此の境をや 神君輶を停め 風旌旗を払ふ 日は戈矛を照らし 榮を一時に耀
し 譽れを千秋に流す

天和二年壬戌二月上旬

東武州学整宇主人林巖直民誌す

(正面より)

古人碑立てず。曰く、子孫才あらず徒に他人のために鎮石を作すのみと。斯れその功を謀るに非ざるか。又、水中に沈めて予め陵谷の変遷を推す者あり。斯れその利を謀るに非ざるか。吁、功利は道義の当然に非ざるなり。夫れ時に盈虚あり。物に消長あり。天の数なり。時の失すべからざるを察せず、物の必ずべからざるを窮はめず。或は立つべくしてこれを立てず。或は沈むべからずしてこれを沈む。乃ちそれ道義のある所を知らざるなりか。董氏曰く、その誼を正してその利を謀らず。その道を明かにしてその功を計らず、と。これに由てこれを觀れば、吁、功利の害、その事知るべからず。予が知己、生駒利勝父の壘に幹たり。ここに於いて碑を富士塚に建て、窃かに峴山の遺風に寓す。且つ恭しく林羅山先生の嫡孫、弘文院学士の令子、整宇瑰儒の誌銘を需む。その祖孝の出自・進仕を鐫して後家系燎然たり。永く応に金石と共に存すべし。維れ道義の当然にして立つべくしてこれを立て、沈むべからずしてこれを沈めず、豈にその功を謀りその利を謀る暇あらんか。方今、利勝の盛挙無ければ則ち富士塚の台蹤、闔国に顕かならず。富士塚の台蹤ありて整宇の宏才無ければ、則ち利勝の盛挙累世に流れざるなり。夫れ地の人に依りて興り、人の文に依りて興る。亦茲に在らざらんか。予、篤鈍にして騏驥と轡を同にせず。然るに楊園の道畝丘に倚る。是こを以て強いて利勝の請を拒まずして謹みて碑背に書す。

天和二稔玄黥(壬) 闔茂(戌) 三月仲浣 尾陽詞臣 釣耕軒 並河魯山 記す

(台石)

關山派下永泉野釋君特門 膳写す 「(東側)

天和四載甲子孟春己卯日

尾陽長久寺現住 卓玄が地鎮法を修す 「(西側)

京師石工来宮石見守左衛門尉藤原広次流

尾州城下石工

井上長兵衛尉藤原廣則これを鐫す

天和四甲子稔孟春吉辰

「(北側)